

新潟市告示第251号

徴収事務の委託について

新潟市亀田駅駐車場条例施行規則（平成19年新潟市規則第18号）第8条の規定に基づき、徴収事務を委託した旨を、次のとおり告示します。

令和5年4月1日

新潟市長 中原 八一

1. 駐車場の名称 亀田駅東口駐車場及び亀田駅西口駐車場
2. 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
3. 委託を受けた者 新潟市中央区月町1988 フレンジィビル104
株式会社 スペースアイ 代表取締役 高崎 正彦